

外貨普通預金規定 新旧対照表

現行	改正後
3（口座への受入れ） (1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①<u>現金、外国通貨現金</u> ②～③ (2) ～(5) 略	3（口座への受入れ） (1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①<u>円貨</u> ②～③ (2) <u>外国通貨現金による預入れはできません。</u> (3)～(6)【現行どおり】
4（預金の払戻し） この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえこの通帳とともに提出してください。	4（預金の払戻し） (1) <u>現行通り</u> (2) <u>外国通貨現金による払戻しはできません</u>
5（外国通貨現金による払戻し） 外国通貨現金による払戻請求があった場合、当行の都合により当行所定の為替相場により換算した当該外国通貨現金相当額の円貨により支払うことがあります。	削除
6（利息）	<u>5（利息）</u>
7（為替相場、手数料）	<u>6（為替相場、手数料）</u>
8（届け出事項の変更、通帳の再発行等）	<u>7（届け出事項の変更、通帳の再発行等）</u>
9（印鑑照合等）	<u>8（印鑑照合等）</u>
10（譲渡、質入れ等の禁止）	<u>9（譲渡、質入れ等の禁止）</u>
11（取引の制限等）	<u>10（取引の制限等）</u>
12（反社会的勢力との取引拒絶）	<u>11（反社会的勢力との取引拒絶）</u>
13（解約等）	<u>12（解約等）</u>
14（通知等）	<u>13（通知等）</u>
15（預金保険制度）	<u>14（預金保険制度）</u>
16（保険事故発生時における預金者からの相殺）	<u>15（保険事故発生時における預金者からの相殺）</u>
17（成年後見人等の届け出）	<u>16（成年後見人等の届け出）</u>

現行	改正後
18（適用法令）	<u>17</u> （適用法令）
19（準拠法、合意管轄）	<u>18</u> （準拠法、合意管轄）
20（規定の変更等）	<u>19</u> （規定の変更等）